

入札公告

次に掲げる土地及び建物を、一般競争入札により売却しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により公告します。

令和8年4月1日

三原市長
(財産管理課)

1 入札に付する事項 土地建物売り払い

(1) 物件の表示（土地）

(1) 区分	土地
(2) 所在地	三原市宗郷四丁目213番
(3) 地目	宅地
(4) 地積	(公簿面積) 1,444.52㎡ (実測面積) 1,444.52㎡ ※所有権移転登記は公簿（登記）面積で行います。

(2) 物件の表示（建物）

(1) 区分	建物（保育所）
(2) 所在地	三原市宗郷四丁目213番（地番）
(3) 構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て
(4) 建築年	昭和53年5月
(5) 面積	延床面積403.50㎡（未登記） ※床面積は三原市の台帳上の面積。

(1) 区分	建物（倉庫・便所）
(2) 所在地	三原宗郷四丁目213番（地番）
(3) 構造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て
(4) 建築年	昭和53年5月
(5) 面積	延床面積9.30㎡（未登記） ※床面積は三原市の台帳上の面積。

※留意事項

売却する土地建物のほか、売却する土地上に存する工作物（園庭遊具、プール、塀、門、駐輪場等の一式）及び樹木等を含めた全てを現状有姿で売却するものである。

2 売却方法

一般競争入札により売却の相手方を決定

予定価格 (最低入札価格)	31,562,100円	内訳	土地…	28,393,000円
			建物…	3,169,100円
			※消費税及び地方消費税相当額を含む	

3 用途の制限

- (1) この売買契約にかかる所有権移転の日から5年を経過する日までの期間に、本件土地建物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (2) 本件土地建物を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件土地建物の所有権を第三者に移転し、又は本件土地建物を第三者に貸してはならない。
- (3) 本件土地建物を、無差別大量殺人行為をおこなった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途に供し、又は供させてはならない。
- (4) 前3項目のほか、本件土地建物を公序良俗に違反する用途または公共の福祉に反する用途に供し、又は供させてはならない。

4 契約条項を示す場所及び日時

契約条項は、別紙の入札案内書及び土地建物売買契約書（案）で示す。なお、入札案内書及び土地建物売買契約書（案）は、次の項目5で示す場所で取得・確認できるものとする。

5 入札案内書及び入札参加申込書等の配布期間等

入札案内書は、次の各号に掲げる配布期間、配布時間及び配布場所において配布する。

- (1) 配布期間 公告日から令和8年5月14日まで ※土日祝を除く。
- (2) 配布時間 8時30分から17時15分まで
- (3) 配布場所 三原市港町三丁目5番1号
三原市役所 財務部財産管理課 4階窓口
(三原市財務部財産管理課ホームページからも取得できます。)

6 入札日程

公 告	令和8年4月1日（水）
申込受付期間	令和8年5月11日（月）～令和8年5月14日（木）
受付場所	三原市財務部財産管理課（三原市役所本庁舎4階）
入札日時	令和8年5月20日（水）10時00分から
入札場所	会議室501・502（三原市役所本庁舎5階）

※現地見学を令和8年4月8日（水）～令和8年4月24日（金）の期間で設けます。

7 入札保証金

金 額	入札書に記入する金額（入札金額）の100分の5以上とする。
納付期限	令和8年5月18日（月）
納付方法	三原市が指定する「納入通知書兼領収証書」による
還 付	・落札者 売買契約締結後（※売買代金へ充当も可能） ・その他の者 落札者の決定後
そ の 他	・入札に関してその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害する等、不正行為をしたときは、保証金は市に帰属します。

8 入札申込参加資格者

入札に参加できる者は、購入代金を調達でき、かつ、所定の期日までに支払いができる者とします。ただし、次の(1)から(8)に該当する者は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- (2) 当該契約を締結する能力を有しない者。
- (3) 破産者で復権を得ない者。
- (4) 入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、不正の利益を得るため談合した者。
- (5) 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者。
- (6) 破産・民事再生・会社更生その他それらに準ずる申立てを受けた者又は申請をした者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に該当する者。
- (8) その他、三原市が不相当と認めた者。

9 入札の無効

入札を行った場合に、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効にします。

- (1) 「入札書」の記載事項が不明なもの又は「入札書」に記名若しくは押印のないもの。
- (2) 入札金額を訂正したもの。
- (3) 代理人が入札する場合、「委任状」に、委任者・代理人の記名・押印がないもの。
- (4) 入札者又はその代理人が、同一の市有財産について2通以上の「入札書」を入札箱に投函した者。
- (5) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
- (6) その他、不正の行為があったと認められたとき。
- (7) 入札金額が予定価格に達しない入札があったとき。

10 入札参加申込書及びその他必要書類の提出方法

提出方法は、三原市役所財務部財産管理課窓口において持ち込みで提出するものとします。郵送・電話・ファクシミリ及び電子メールによって提出することはできません。

11 添付資料

入札の詳細は、次の(1)及び(2)に掲げる資料を確認してください。

- (1) 入札案内書（入札の心得）
- (2) 物件説明書

12 問い合わせ先

三原市財務部財産管理課 担当：吉永、亀田

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

電話 0848-67-6012 / ファックス 0848-67-6199